

県民生活審議会  
第5回 参画・協働推進部会 議事録

日時 平成19年9月7日(金) 16:50~18:10

場所 兵庫県民会館 902

出席者 委員：鳥越会長、小西部会長、山下副部長、北野委員、阪井委員、  
野崎委員、速水委員  
県：大西県民政策部長、石井地域協働局長、鬼頭参画協働課長、  
沖本課長補佐兼参画協働システム係長

議事 ・ 「平成18年度 参画と協働関連施策の年次報告」(案)  
・ その他

内容

1 開会  
(事務局)

ただいまから「県民生活審議会 第5回参画・協働推進部会」を開催いたします。  
はじめに、県民政策部長から一言お願いいたします。

(部長)

全体会から引き続きになりますが、よろしく願い申し上げます。本日は、今年度2  
回目となりますが、前回の部会でご審議いただきました「参画と協働関連施策の年次報  
告(案)」についてご審議賜りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

《委員紹介》

《資料確認》

それでは、ここからの進行は、部会長をお願いいたします。

2 議事

(部会長)

委員の皆さんのご協力を得ながら、議事を進めてまいりたいと思いますので、よろし  
くお願いします。

本日の議題は2つです。議題(1)ですが、前回の部会で、作成方針についてご意見  
をいただきました「平成18年度参画と協働関連施策の年次報告(案)」について、ご議  
論いただきたいと思います。それから、議題(2)その他がございます。

まず、年次報告についてですが、これは参画協働条例に基づいて作成するもので、今  
回は4回目になります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

《議題1：「平成18年度参画と協働関連施策の年次報告(案)」について、資料1-1、1-2に基づき説明》

(部会長)

ありがとうございました。

それでは、年次報告について、ご意見あるいはご質問をいただきたいと思います。

(A委員)

「食の安全・安心と食育に関する審議会」や、「地域安全まちづくり審議会」といったところでは、必ず参画と協働についての話が出てきます。食育や地域防犯の施策は、年次報告のどの部分で見ることができますか。

(事務局)

資料編には、関連施策のすべてについて記載しており、本編では、そのエッセンスを載せています。地域防犯に関しましては、「地域安全まちづくり事業」の平成18年度の新しい取り組みについて、7ページには概要を、10ページには、リーダー養成講座の開催やサポート事業の実施、市町担当課長会議で今後の制度設計について意見交換を実施したことなどを具体的に書いています。

(A委員)

年次報告から、それを探したのが大変です。参画と協働との関連がわかりやすく掲載されていたらいいのですが。

また、「こころ豊かな人づくり500人委員会」や「ふるさとひょうご創生塾」など、地域で活動されている様々な方がいます。そういった人たちは、具体的にどのように参画と協働にかかわっているのでしょうか。先ほど、県民生活審議会の全体会でも、地域で人材を育て支援していくことが大事だという話がありました。人材育成、支援等の取り組みについて教えていただきたい。

それから、本編12ページの、「住民と情報を共有する、知恵を出し合う、力を合わせる」施策として整理されているものは、県が県民に呼びかけて協働したものなのか、それとも、県民から声があがって協働したものなのでしょうか。

(事務局)

県の施策の実施状況の報告ですので、県が呼びかけて県民の方に入ってもらったものと、県民がこういったことがしたいとって提案した活動に対して支援をする、地域づくり活動応援(パワーアップ)事業などがあります。

(A委員)

県が呼びかけて実施した事業には、国体のボランティアのように当たり前のように人が集まるものもあります。パワーアップ事業は支援の形式の事業です。そうではなくて、県民が声をあげて協働に至った事業というものが生まれてこなければいけないと思っています。

(事務局)

先ほどA委員がおっしゃいました、地域で活動されている方、人材育成・支援についてですが、資料編の109ページに、「推進員等の活動の支援」を掲載しています。推進員等とは特定分野の行政課題の解決を図るため、知事等が県民に委嘱する制度ですが、109ページにその手続きを、110ページに活動分野ごとの設置状況を整理しています。また、活動旅費を支払っている、災害補償をしている、研修を開催している、活動手引きの支給しているなど、どのような支援をしているかを活動支援別に整理をしています。

(局長)

県民から声があがった事業というご意見ですが、「行政・NPO協働助成(NPO提案型)」のような、NPOから、ひょうごボランティアプラザを通じて提案をいただいている事業もあります。

(部会長)

年次報告書ですから、このように実施状況を報告するスタイルでいいのですが、施策をやりましたばかりではなく、それがどのように評価されたのかをそろそろ加えていってよいのではないのでしょうか。

まずは、例えば、新聞に掲載された外部評価の記事などを貼り付けることから試みたらいかがでしょうか。そして、将来的には、評価をしっかり行っていくことが必要でしょう。

(事務局)

資料編には、課題と今後の取り組み方向についてふれさせていただいています。

(部会長)

でも、本編の方にはないでしょう。

(B委員)

これは、この部会だけで配られるものですか。

(部会長)

完成したら、県民のみなさんに見ていただきます。

(B委員)

県民が見るには少し、量がありすぎて丁寧すぎるかなと思います。ここまで、詳しくまとめる必要があるのでしょうか。まとめ方についても、わかりやすく整理するなど工夫をしていただきたい。目次を見ても、どこになにがあるか探すのが大変です。よほど関心がある人でないと見ません。やはり県民には見てもらわないといけません。

(部会長)

資料という意味で網羅的にしてます。テーマ毎にも区分してますし、部局順にも整理されています。でも、わかりやすいようにしなくてはなりません。

(B委員)

テーマ、担当部局別などに表で整理をしてみてもよいのではないのでしょうか。

(会長)

この年次報告は、きちりと作成されていますが、わかりにくいように感じるのは、年次報告の本来の意図が示されていないからです。

1年毎に年次報告を作成するのは、参画と協働ということを将来的に忘れてしまうかもしれないから、しっかりとチェックをして評価をするためです。参画と協働が進展しているのか、後退しているのか、また、どのように変わりつつあるのかがわかればいいのです。年次報告の作成当初は、評価をすることは無理だろうと考えていました。しかし、4回目になりますし、部会長がおっしゃったように、そろそろ評価について考えてもいいのではないのでしょうか。そのためにつくった条例です。

出来ることからということで、新聞記事の外部評価を貼り付けるということでもいいでしょう。今後、本来の意図を踏まえた上でまとめていったらいいと思います。どのように評価をしていくかはまだ難しいですから、過渡的なものであっていいでしょう。しかし、5年を経過しても年次報告がこのままであったらいただけないと思います。

(局長)

今回の年次報告を作成するにあたっては、市町にアンケートを実施し、参画と協働の取り組みについて意見をもらっています。それを整理して年次報告に反映をさせる形で対応していきたいと思います。

(会長)

この部会は大変重要な役割があって、評価をする機関なのです。本来は、この部会は県民生活審議会には入っていない独立したものだのですが、いろいろな経緯を経て、県民生活審議会に入ることになりました。しかし、もともとは、評価する機能を持った独立した機関であるべきなのです。

(部会長)

今年度後半から、評価することについて考えることにして、今回は、外部が評価したものを貼り付けたらいいのではないかと思います。もう少ししっかり評価することについては、1年かけて考えていったらどうかと思います。

(B委員)

実施したことを記録する時に、ひとつひとつ検証していくことが大切です。

(事務局)

今の時点では、評価軸が見えてない部分があります。今年度後半部で、評価について議論させていただいて、来年度以降に我々なりの評価軸を確立したうえで、網羅的ではなく、もう少し踏み込んだ形でケーススタディをする方向がよいのではないかと考えていました。

実は、この年次報告を書くにあたっては施策を実施している各部局とかなりやりとりをしています。自分の事業を振り返ってもらい、課題を明らかにするよう、部局でも努

力をしてもらいました。しかし、我々の方でも評価軸については示せていませんでした。

(会長)

のじぎく国体・大会はとてもよかったけれど、対応の良くないものもある。そのことを考えると、この年次報告は、参画と協働をやっていないのに、表面的にはやっているように書いている。良くない取り組みも明らかにして、注意をしないとイケません。

(局長)

西宮のポートパーク改良の件が印象悪いですよね。

(会長)

あれは、たまたま見つかったただけです。あそこだけではないことを、私たちは知っています。

(B委員)

私は、のじぎく大会の時に参画していました。のじぎく大会に参加する障害者の方からは参加費を集めると新聞に掲載されていました。それは、過去も集めていたし、神戸市も集めているからというのです。

のじぎく国体の参加者は、個人じゃなくて体育協会から参加費が払われていましたが、障害者の方はそのようなシステムがなく、個人が参加料を払わないといけないことになっていました。もちろん、のじぎく国体ものじぎく大会も参加料を払うことに変わりはないのですが、障害者だけが、個人で参加料を払わないといけないという、印象になっていました。

そこで、婦人会に募金してくださいと頼まれた時に、障害者の方の参加費に使うことを条件にしました。その結果、のじぎく大会の参加者は、参加料を払わずに大会に出場することが出来たのです。

(局長)

確かに、そのような声があっただけでしたね。

(会長)

のじぎく大会のことはいろいろと聞いていますが、すごいなと思います。

客観性を持って、いろいろな施策をみていこうとしていますが、この部会の立場は難しいですね。

(C委員)

資料編は、出来るだけ課題を入れるよりは、記録にした方が使いやすいと思います。このようなものが何年も蓄積されていく方が、あとの記録という意味から結構だと思います。むしろ、記録としてしっかり残して欲しいと思います。

(会長)

そうですね。記録として蓄積していくことはよいことだと思います。資料編の方は、記録として残していただき、本編の方のことを変化させていく必要があるのではないかと思います。

(局長)

冊子になっていない今回の資料編をみると、分厚くてものすごい分量のようですが、印刷して完成しますとかなりスリムになります。

(B委員)

それは、私たち生活者の感覚とは異なります。先生方の意見は一般の人と違うところがあります。私の感性から言いますと、わかりやすくして、大勢の人に見てもらわないといけないと思います。

(C委員)

私はむしろ無理にみてもらわなくてもいいと思っています。

(B委員)

このままで完成されても、関心のない人は、目次を見ても中を読もうと思いません。だから見やすいようにして欲しいと言っています。

(部長)

見やすくすることは必要ですね。

(C委員)

むしろ、本編が大事なのではないですか。

(部会長)

資料編は、記録として残しましょう。だから、それほど主観的な評価は入れない形がいいのではないのでしょうか。むしろ、本編に評価のようなものを加えていけばいいと思います。

しかし、全部が全部、評価が出来ないのであれば、とりあえず、代表選手の施策を持ってきて、我々で質問するなりしてみるのもいいのではないのでしょうか。10～20施策からやっていけばいいのかもしれない。しかし、その方法を検討するのは今年度の後半戦のことで、まずは、外部が評価しているものを持ってきて、貼りつけたらいいのではないのでしょうか。

(C委員)

はっきり言いますと、評価する段階なのかどうか疑問です。参画と協働の観点から評価できる状況であるのかなと思います。あまりシビアな評価をするのがいいののかも疑問です。

(部会長)

県は、これまで参画と協働に取り組んできましたが、評価を自分たちでしてみましたという話があってもいいのではないか。

(会長)

3年もたって、評価に全くふれないのは条例の精神に反するのではないですか。条例

では、評価するという意図で年次報告を作成することになっている。

(事務局)

評価にも、事業そのものの評価と参画と協働の手法が使われたかどうかの評価の2面があります。手法は使ったけれども、事業成果があがらないということもあるかもしれません

(会長)

事業評価までは、我々は出来ないと思います。

(局長)

19年6月に市町に対し、参画と協働を県では進めてきましたが市町ではどのように感じているのか、アンケートを取りました。それを要約し、このような意見がありますということ今回年次報告に掲載することは出来ると思います。全体に掲載するには膨大な量ですので、エッセンスを掲載する形で対応します。市町と県の関係は、コミュニティ施策の関係からも考えていかななくてはならないところで、審議会の全体会でも議論されていますので、事務局で検討させてください。

(B委員)

実際、参画と協働について、どの程度成果があがっているのかわかりませんが、参画と協働の言葉は、市民、県民みなが使っています。現時点で、どの位浸透しているのかということ改めて調べてみる必要があるのではないのでしょうか。

参画と協働は、県議会でも非常に関心のあることです。ある程度きっちり対応していくことが必要です。

(局長)

この夏、県立大学の学生に、参画と協働について講義をする機会がありました。そこで、学生に対して、参画と協働についてどのように思っているのかを聞いてみたところ、学生は、参画と協働が別世界のものだと考えていたのです。学生が自分たちで活動している、児童の登下校付き添いや、婦人会での見守り活動といった具体的なものと結びついていません。

(B委員)

それは、学生だからでしょう。

(局長)

世代によって異なりますが、学生の話のように、参画と協働の考えと、具体的な取り組みの結びつきが、弱い例があります。婦人会の方々のように、実際に活動されている方は高い意識を持っていらっしゃるのでは、よくわかりなのですが。

(B委員)

婦人会での理事会で集まると、二言目には、参画と協働だから実行しましょうねと言ってます。

(局長)

それから、学生にとっては、地域社会の共同利益と県政への参画が、よくわかっていないところもあります。例えば、パブリック・コメントに参加することは参画なんですよと伝えると、ああそうかとなります。若者はそういうレベルです。このようなことも、評価の一つとして考えられるかもしれませんが、今年度は、市町のアンケートの掲載で対応していきたいと思います。

(部長)

それぞれの施策の評価と、施策の束全体での評価、また、市町の条例がこのように出来てきましたということ、具体的にどのように評価するのかということ難しい。

(C委員)

市町の取り組みについて評価をすることはよくないと思います。本編の18, 19ページの市町の取り組みに関する記述は書き過ぎの感があります。県の条例は理念型の条例で、市町では、様々なタイプの条例が出来ています。そのなかには、県よりも先進的なものもあります。

(部長)

県の条例はこういう取り組みを県全域でやっていこうとする、オール県の取り組みについて基本的な考え方を定めたものです。条例の評価と施策の評価は、かなり異なります。その評価の切り口をどのようにしたらよいのかと考えているのです。

(D委員)

県の条例が出来る前の取り組みも、県民を無視したり、参画と協働の考えがなかったわけではないと思いますが、条例が出来てからどのように変わったのかに焦点をあてないといけないのではないのでしょうか。

(B委員)

高砂市は、参画と協働に関して先進的な地域とは言えませんが、地域福祉基本計画や、次世代育成協議会などに、地域の人に関わりました。このように、今までになかったようなことを地域でやってきており、様々な成果が地域であります。参画と協働の精神で、みんなで取り組んでいかないとという気持ちがあります。ですから、現在、どのような状況なのかを、ある程度きっちり押さえておくべきです。

(部長)

昨年度まで、議会での答弁でも、条例が出来て3年がたち、このような取り組みが浸透しつつありますということを発表しております。この辺りを、具体的に評価していきたいと思うのですが、実際には難しいところがあります。今後、検討していきたいと考えています。

(C委員)

総合的な視点による検証は、この間実施したのではなかったのでしょうか。

(事務局)

はい。まさに、17年度に3年目の検証を実施しました。県民意識調査などを行い、意識や活動がどのように変化したのかを、かなり詳細にチェックさせていただきました。また、施策の実施方法が、条例の施行前後でどのように変化したかについても検証しました。毎年、そこまで詳細な調査をすることは難しいところがありますので、節目の作業となっております。ただ、これから評価をどのようにしていくのかが課題となっておりますので、評価の方法について、これからの部会で議論させていただくのもよいのではないかと考えています。

(C委員)

3年目の検証の時は、時間の制約もあり、バタバタしながら実施した面もありましたけれども、評価するには、誰に対してその結果を説明するのかを考えていかななくてはなりません。個別の施策の幾つかを取り上げて、それを参画・協働の観点でチェックをして、原課に説明するという方法もあるでしょう。それは、県行政の今後の展開に効果があることだと思います。ただ、それを網羅的にやるのは難しいでしょう。一方、県民に対して評価結果を説明することは、非常に難しいことです。評価を取り入れようとするのは結構ですが、評価方法については、少し時間をかけてこれから議論していく方がよいのではないのでしょうか。今年の年次報告は、この案で完成をさせることでよいと思います。

(事務局)

今回の年次報告の取りまとめにあたっては、職員の意識を高めないとということもありまして、職員向けガイドブック等を参考に、事業の実施部局において、実際どのような参画と協働のチャンネルが使われているか、ただ事業を実施しましたではなくて、どんな課題があって、それを踏まえて、19年度にはどのように展開していくのかを、何遍もやりとりをしながら充実させてきました。しかし、先ほど部会長も言われましたように、外部からの評価というところまでは手が回らなかったところがあります。

(会長)

この条例に関する事項は、基本的には知事に対して答申するものなのです。つまり、県政が参画と協働を謳っているながら、実際にそれが出来ているのかどうか、本来は委員会が直接知事に答申することが原案だったのですが、中間項として県民生活審議会を通した方がよいというご意見もあったため、参画・協働部会が審議会に報告、知事に答申して、その結果を県民に伝えるというプロセスにしたのです。本来は、この部会が知事に苦言を呈するぐらいの緊張感を持って活動をしてよいのです。

(C委員)

知事に答申すればよいだけではなくて、議会への対応についても考えなければならぬため、評価方法はよく考えないといけないでしょう。

(B委員)

だからこそ、評価はしていくべきです。一つ一つについて評価は出来なくても、大き

なくくりでの評価はするべきだと思います。とにかく、小学生みたいに、あれしました、これしましたというだけではいただけません。

(会長)

今すぐというわけではありませんが、将来的には県民生活審議会が困るぐらいの評価案を提出したらいいのです。プロセスとして、外部からこのような意見があるということを入れたらどうかという部会長のご意見や、局長がおっしゃったような市町のアンケートを取り入れるようなことが欲しいです。何も入れないというのは、辛いと思います。

(局長)

工夫をさせていただきます。市町へのアンケートも実施しましたので、それを掲載する形で調整させていただきます。

(A委員)

年次報告の地域づくり活動応援(パワーアップ)事業のページでは、協働がどうだったかについては説明せずに、どのような事業をやったかという説明だけです。パワーアップ事業で県が支援しているのであれば、協働という視点から、どのように事業が展開されて、地域につながってきたのか、5年という年数がたてば、一定の見方が出来るのではないのでしょうか。

もうひとつ、県民交流広場事業についてですが、今年か来年ぐらいまでは、地域に拠点が必要なところで実施をしていくことが出来るでしょうが、それ以降は、どのような事業展開をしていくのでしょうか。

(B委員)

それ以上は、財源が苦しいでしょう。

(A委員)

あれは、特別な事業だと思います。それを、スポーツクラブ21のように実施していくのかどうかということです。参画と協働の考え方から、拠点がどのように活かされるのかどうか、そのようなことがわかるような手引書としての年次報告の作り方を考えていくべきではないのでしょうか。

(C委員)

本編の18ページに市町の取り組み状況も入れてもらいましたが、もう少し淡々とした記述の方がよいでしょう。パブリック・コメント手続にしても、条例化している市町もあれば、要綱で実施している市町もあります。このように、県より、高いレベルのことを実施しているところもあれば、県並みであったり、全く具体的に取り組んでいない市町もあります。でも、それは、それぞれの市町の事情があります。

原則として、市町の参画と協働は、市と市の住民が考えていくことが基本です。県は、情報を市町に提供することをしっかりしていけばよいのです。

(事務局)

おっしゃるとおり、県の施策の年次報告であって、市町の状況は参考です。淡々とい

う記述方法にしたいと思います。

(C委員)

市町の取組状況を入れていくことは、資料として価値を高めるからよいことです。

(部会長)

今年は去年の年次報告よりも深めていく必要があります。今年は、いつまでに完成させる必要があるのでしょうか。

(事務局)

具体的なりミットはありませんが、我々としましては、年度前半、遅くとも10月初旬ぐらいに完成させたいと思っています。各部局との調整のため、作業が若干遅れ気味になりましたが、本日いただいたご意見を踏まえて修正いたします。

(部会長)

事務局で手を加えて、会長や委員の方々に今一度お示しして、完成への手続きを踏んでいきたいと思います。

今後の方向としましては、評価をどのように行っていけばよいかということとして、我々は、どんな施策が実施されたかではなくて、参画と協働の取り組みの仕方がどのようになっているのかということを考えていきましょう。条例をつくる時には、何をどのように活動したらいいのかわからないという人の拠り所になればよいと考えていました。

資料編は、記録として色がつかないような形として淡々としたものを作っていたらいいのではないのでしょうか、誰が見ても同じものというものにしましょう。

それでは、議題(2)に入ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

《議題2：その他について、普及・啓発の実施状況を、資料2-1、2-2に基づき説明》

(部会長)

普及啓発についての事業を実施しているということです。この事業については、先生方に参加のお願いするかもしれないということです。

(事務局)

前回も、そういう場面があればということをお申し上げました。様々な場面で、出前講座や部局で会議を実施しておりますが、委員の方にも、意見交換等の場にご参加いただくようお願いにあがるかもわかりません。その際は、よろしくお願いたします。

(A委員)

県民への広報、啓発についてですが、具体的にはどのようなことをしているのですか。

(事務局)

ひとつは、出前講座等の様々な会議を実施しています。

(A委員)

しかし、それは、特定な人向けですね。それを、他の人にどのように広げていくのでしょうか。

(局長)

県のホームページで、県民向けのガイドブックを提供することなどもしています。

(A委員)

それも、どのくらいアクセスがあるのでしょうか。県民局でシンポジウムなどを開催しますが、どれも看板が異なるだけで参加する人は決まっていたりします。延べ人数で広がったというのではなく、同じような意見を出し合った人たちが地域でどう連携してその輪を広げていくのが大事です。

(B委員)

だから、全県レベルではなくて県民局が支援し、市町民が意見を出し合う場を計画していかないと駄目です。東播磨だったら、3市2町ですが、それらの市町がそれぞれ参加者を集めて研修会等を実施していくように、県が支えてあげればよいと思います。東播磨では、そういうことが出来つつあります。

(事務局)

市町も、もっと情報が欲しいと思っています。我々も市町とつながりを持たないと取り組みを広げて行くことが出来ません。今回、意見を求めるとともに、実は、県の取り組みに対する評価も求めておりまして、その部分を要約する形で年次報告に掲載します。そして、課題になっております、市町と今後どのように一層手をつないでいくのかということについては、工夫出来るところは工夫しながら、評価の仕組みをあわせて考えていきたいと考えております。

(B委員)

県は、市町をバックアップしないといけません。県のどなたかが、県民交流広場のお金は市町のためには使いませんと言ったことがありました。そんなことを言ったりしては駄目です。市民・町民が主になって、県がそれを後ろから支援していかないと参画と協働は進んでいきません。県と連携しなければ、小さな市町では何も出来ないのです。県が県民局を通じて情報をきっちり流し、市町に動いてもらうことがポイントです。

(部会長)

県民局も整理されたら、また状況が変わってくるのでしょうかね。

(C委員)

参画と協働の柱は2つありますが、県も県民も、「協働」にばかり目が向いています。条例が出来る前や出来た時と比べて、もう一つの柱である「県の基本的な政策決定に参画する」という部分の進歩が全くないのではないのでしょうか。

協働ももちろん大事ですが、“決める”ということに様々な人にかかわってもらい、その意見をどのように反映させるか、つまり、県の政策決定をどのように充実させていくのかを、そろそろ気にかけての方がよいのではないのでしょうか。

もう一つは、市や町の参画についてですが、政策が出来上がってから協力をお願いし

と一緒に実施していくのではなくて、政策立案の段階で意見をどのように反映させていくのか、一緒に政策をつくったあとの実施段階ではどのように連携していくのかということまで組み込んで考えないといけないと思います。

県は一応意見を聞いてはくれるが、本当に聞くだけだと様々な機会に耳にします。県と何かをしようとする前の段階で、参画の体制の作り方を考えた方がいいでしょう。

( B 委員 )

参画の方法の一つとして、審議会などもあるのではないのでしょうか。審議会は、県議会への対応という意味でもよい仕組みだと思います。審議会で予め政策案を打ち出して、そこでの意見が、全てとは言いませんが、ある程度は施策に取り入れられるようになってきました。このことは、参画が進んできた部分だと思います。

以前は、出来上がった政策の報告だけでしたが、市町にも、審議会のようなものが現れています。

県議会議員と話をして、私の方が施策に詳しいと言われることもあるくらいです。参画についても、少しずつ変わってきていることは認めます。

( 局長 )

審議会では県民の方のご意見を聞くための委員公募という仕掛けをしています。パブリック・コメントについても、地域の特性に応じた形で実施出来るように、要綱を改定するなどの努力をしています。

それから、地域社会の共同利益のために活動をすることについても、企画から県民のみなさんでかかわって、それが県内で広がっていけばよいと考えています。そのような参画は広がりつつあるのではないのでしょうか。

今後とも、いろいろなご意見に耳を傾けながら、真摯に取り組んでいく所存です。

( B 委員 )

でも、審議会で、今日は何をしにきたのかと空しい思いをすることもあります。

( A 委員 )

県民運動については、県民の感覚としては、やはり県から言われた運動という意識が拭いきれません。県が提唱する運動と思っているから、自らが主体になろうという意識にならないのです。

( D 委員 )

NPOと行政の協働会議などで政策提言のようなことをしています。そこでの意見がどれほど活かされているかはわかりませんが、そういった仕組みが増えていけばよいと思います。

( 部会長 )

意思決定する人は、その役割があるから、全部が全部を取り入れるわけにはいかないですね。

( D 委員 )

県や神戸市に提言していて、実際に実施されているものもあります。提言を受けたか

ら実施したというわけではないかもしれませんが。

( E 委員 )

素朴な質問なのですが、各市町と県の参画と協働の理念は一緒なのでしょう。例えば、神戸市は協働と参画と言っていますが、私たちは違うことにものすごく疑問に感じるので。各市町では、どのように言っているのでしょうか。

( 部会長 )

つくった神戸市の人にもよくわからないのです。順番から言ったら、参画があって協働があるのじゃないかとも思うし、協創と言っているところもあったり、様々な名前をつけています。

( E 委員 )

理念は一緒なのですか。

( C 委員 )

結局、理念もそれぞれの市町の思いがあります。同じにする必要はないのです。市町毎に条例や要綱をつくったりしています。それぞれの思いをこめて進めていけばよいのです。

( E 委員 )

ここにいらっしゃっている委員の方は、知識もあり、よくご存じだけど、一般県民・市民からすると、参画と協働なのか、協働と参画なのか、混乱します。

( 部会長 )

わからないというのは、十分な意図があってそんな順序になっているのかがわからないということです。市長に聞いてみたことがあります、それでもわかりませんでした。

( C 委員 )

同じような例がいくつもあります。例えば、兵庫県は安全・安心と言いますが、京都府は、安心・安全です。神戸市が条例をつくった時には、私も少しかかりましたが、協働と参画の順番はこだわりを持ってつくったはず。ただ、おっしゃるように混乱はするかもしれません。

( E 委員 )

先生方のこだわりのせいで、市民・県民が戸惑うようでは具合が悪いかもしれません。県と市のそれぞれが参画と協働を進めればよいということがわからずに、評価という話になると、また混乱するかもしれません。

( 部会長 )

評価については、県は県の条例に基づいて、我々の条例の意図に沿っているのかがどうかを評価をしましょうということです。他の市町の思いは関係がなく、それぞれが進めていけばよいのです。

( E 委員 )

県の独断で行うということでしょうか。

( 会長 )

県は市町の参画と協働は評価しません。ここでは、県の参画と協働が実現されているかどうかを評価しましょうということです。

( 局長 )

県民・市民の立場からみますと、県行政に参画しようと市政に参画しようが一緒かもしれません。県の所管事項は県行政のことなのですが、県民・市民感覚では同じに思うでしょう。しかし、県としては県行政の部分にしか関与出来ないという制約があるのです。県民の方から考えると同じのように思うでしょうから、整理されていた方がいいという考えもわかります。

( 部会長 )

同じような事例ですが、地域づくり活動応援(パワーアップ)事業に対応する施策も、神戸市は異なる名前を使っていたように思います。

委員の皆様、様々なご意見をありがとうございました。2つ目の議題については、普及啓発の事業をしますのでお手伝いいただくことがあるかもしれませんということです。

1つ目の議題の年次報告については、本日いただいたご意見をもとに事務局で手を加えまして、最終的にこういう形で取りまとめたいたいところまでになりましたら、みなさんのご意見を再度伺いして、完成させたいと思います。

それでは事務局にお返しします。

( 事務局 )

本日はありがとうございました。最後に、地域協働局長から一言申し上げます。

( 局長 )

全体会から本当に長い時間、ご熱心にご審議いただきましてありがとうございました。

年次報告につきましては、本日いただいたご意見を踏まえて、修正をさせていただいて、またご意見を頂戴したいと思います。

本当にどうもありがとうございました。

閉会